

令和5年3月31日  
教育委員会事務局生涯学習文化財課

**「博物館法施行細則の全部改正について」に関する意見公募結果について**

博物館法施行細則の全部改正について、令和5年3月1日から令和5年3月15日まで意見公募を行いました。

その結果、御意見の提出はありませんでしたので、意見公募時の案のとおり規則の全部改正を行いました。

今後とも横浜市政に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。